

第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の作成について

平成 29 年 6 月 7 日
広島県障害者支援課

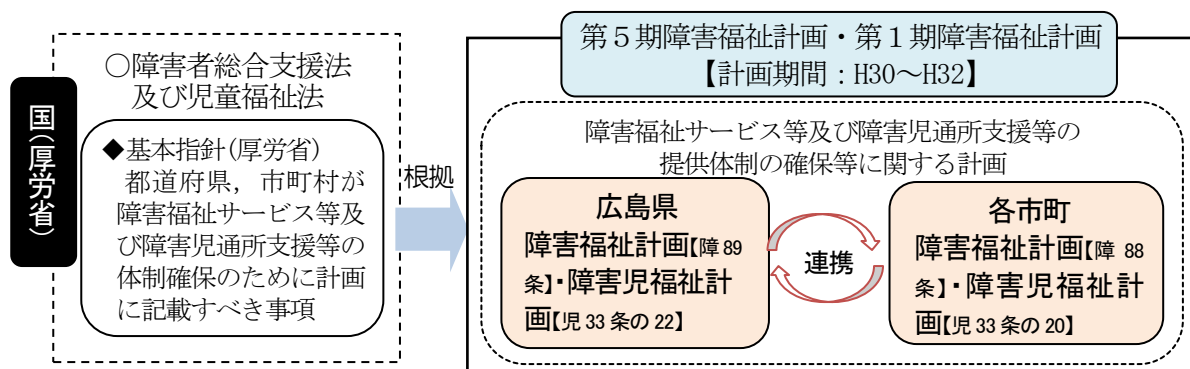
1 趣 旨

障害者が地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、障害福祉サービス等の提供体制の確保等について定めた「第4期広島県障害福祉計画」の計画期間が今年度で終了することから、第5期広島県障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を作成する。

あわせて児童福祉法の改正を踏まえ、第1期障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を作成する。

2 計画の位置付け

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第89条第1項により作成が義務付けられている「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項により作成が義務付けられている「都道府県障害児福祉計画」
- 障害者基本法第11条第2項により平成26年3月に策定した「広島県障害者プラン（平成26～30年度）」の生活支援（障害福祉サービス等）に関する実施計画に位置付ける。



3 基本理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 県内どこでも必要なサービスの提供
- ③ 地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援並びに障害児支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現

4 県の作成方針

- 基本指針に即して定めるべき事項のほか、各市町・圏域における課題の解消に向け、県が主体的に行う事業等について、現状・課題及び今後の取組みを具体的に記載する。
- 市町と連携し、地域間で格差のあるサービス等の均てん化を図る等、広域的な調整を行うとともに、地域の実情に応じた障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 計画策定に当たり、提供可能なデータや調査結果等について、各市町と情報共有を図る。

5 県の検討体制

- 広島県障害者施策推進協議会（委員 20 名：学識経験者、障害者、障害者福祉事業従事者及び関係行政）
設置根拠：障害者基本法、広島県障害者施策推進協議会条例
- 広島県障害者自立支援協議会（委員 25 名：障害者、障害者福祉事業従事者及び関係行政）
設置根拠：障害者総合支援法

6 厚労省の基本指針に記載の成果目標・活動指標と県の目標等設定方針

(1) 主な見直しのポイント

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

- ・身近な地域における重層的な地域支援体制の構築（児童発達支援センターの設置等）
- ・地域社会への参加・包容を推進（幼保、小学校、特別支援学校等の育ちの場での障害児受入の支援等）
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の構築（重症心身障害児、医療的ケア児等の支援）

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障害保健福祉圏域ごと、市町ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置等

※精神科病院における長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、必要な障害福祉サービス等の量を見込む。（県・市町）

○その他の主な見直し項目

- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・発達障害者支援の一層の充実
- ・就労定着支援の取組の強化
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・障害者虐待の防止
- ・意思決定支援の促進（県）
- ・利用者の安全確保に向けた取組
- ・障害福祉人材の確保（県）等

(2) 成果目標

国基本指針の数値目標（H32年度）	県の基本的な考え方（案）
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①H28年度末入所者数の9%以上を地域生活へ移行 ②H28年度末入所者数から2%以上の削減 注)第4期計画の目標値が未達成見込の場合は、当該未達成割合を加えた割合以上をH32目標値とする。	国の指針と同値を目標に地域生活への移行を進める。 ※市町（ニーズ調査等により目標を設定）と連携し、目標値を設定する。
成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】 ・圏域ごと、市町ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置【新規】（市町も目標設定） ・1年以上長期入院患者数：国の推計式を用いて設定 ・精神病床における早期退院率（入院後3か月時点：69%以上、入院後6か月時点：84%以上、入院後1年時点の退院率：90%以上）（県のみ）	原則、各市町に協議の場を設置する。 ※単独での設置が困難な場合は、複数市町による共同設置も可 ※ 調整中
成果目標3 地域生活支援拠点等の整備 ・各市町又は各圏域に少なくとも1つを整備	原則、各市町に少なくとも1つを整備する。 ※拠点整備が困難な場合は、市町（又は圏域）内で機能を分担する「面的整備」でも可
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行 ・H28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上 ・就労移行支援事業の利用者数 : H28年度末利用者数の2割以上増加 ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率 : 移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上 ・就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が8割以上【新規】	国の指針と同値を目標に一般就労への移行を進める。 ※市町（ニーズ調査等により目標を設定）等と連携し、目標値を設定する。
成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等【新規】 ・児童発達支援センターを各市町に一か所以上設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を全市町で構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町に一か所以上設置 ・県、各圏域、各市町において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（平成30年度末まで）	国の指針と同値を目標に障害児支援の提供体制の整備を進める。 ※市町（ニーズ調査等により目標を設定）等と連携し、目標値を設定する。 ※医療的ケア児の実態把握等を検討

※県は、各市町における目標値の設定方針・算定方法等について確認する場を別途設定する。

(3) 活動指標

国基本指針の指標	県の基本的な考え方 (案)	
1 福祉施設から一般就労への移行等		
①就労移行支援事業, 就労継続支援 (A 型・B 型) 事業 利用者のうち, 一般就労への移行者数の見込	基本指針を踏まえ, 市町 (ニーズ調査等により見込量等を設定) 及び県労働関係部局と連携し, 各項目の見込数を設定する。 ①: 県及び市町が設定 ②~⑤: 県が設定	
②障害者に対する職業訓練の受講者数		
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数		
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数		
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数		
2 障害福祉サービス等の利用者数・見込量		
①訪問系サービス (居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障害者等包括支援)	基本指針を踏まえ, 市町 (ニーズ調査等により見込量等を設定) と連携し, 各サービス等の利用者数及び量の見込を設定する。	
②生活介護		
③自立訓練 (機能訓練) ④自立訓練 (生活訓練)		
⑤就労移行支援		
⑥就労継続支援A型 ⑦就労継続支援B型		
⑧就労定着支援【新規】		
⑨療養介護		
⑩短期入所 (福祉型, 医療型)		
⑪自立生活援助【新規】		
⑫共同生活援助 ⑬施設入所支援		
⑭計画相談支援		
⑮地域相談支援 (地域移行支援) ⑯地域相談支援 (地域定着支援)		
3 障害児通所支援, 障害児入所支援, 障害児相談支援等		
①児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援		基本指針を踏まえ, 市町 (ニーズ調査等により見込量等を設定) と連携し, 各サービス等の利用児童数及び量の見込を設定する。 ※④は県 (及び広島市) が設定
②医療型児童発達支援		
③居宅訪問型児童発達支援【新規】		
④福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援		
⑤障害児相談支援		
⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数【新規】		
4 発達障害者等に対する支援【新規】		
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	基本指針を踏まえ, 市町 (ニーズ調査等により見込量等を設定) と連携し, 必要な支援件数の見込を設定する。 ※①~④いずれも, 県 (及び広島市) が設定	
②発達障害者支援センターによる相談支援件数		
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数		
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修, 啓発件数		

※県は, 各市町における活動指標の設定方針・算定方法等について確認する場を別途設定する。

7 地域生活支援事業の実施に関して定める事項

県及び市町は次の項目を記載する。

設定項目	内容等
①実施する事業の内容	「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(H21.1.8 障企自発第0108001号厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知(H29.3.31一部改正))参照
②実施の考え方及び量の見込(種類毎・年度別)	
③各事業の見込量確保のための方策	
④その他実施に必要な事項	

8 その他計画に定める項目

設定項目	県の基本的な考え方(案)
①区域の設定(県)	第4期から変更しない。
②必要入所定員総数(県)	市町データの集約等により作成
③従事者の確保・資質の向上に係る措置(県)	人材研修, 第三者評価, 虐待防止等
④計画期間(県, 市町)	3年間【H30年度~H32年度】
⑤達成状況の点検及び評価方法(県, 市町)	PDCAの方法等について記載

9 計画の構成(案)

	分野	具体的な取組	成果目標	その他	
障害福祉計画	I 住み慣れた地域での安心して生活を支援します	1 障害への理解促進と地域共生社会の実現	(1)障害に対する理解の促進	① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】 ③ 地域生活を支援するための拠点等の整備 ④ 福祉施設から一般就労への移行 ⑤ 障害児の支援提供体制の整備【新規】	各種指標等
			(2)あいサポートプロジェクトの推進		
			(3)地域共生社会の実現		
		2 保健, 医療の充実	(1)保健・医療提供体制の充実		
			(2)医療と福祉の連携		
		3 地域生活の支援体制の構築	(1)障害福祉サービス等の提供		
(2)住まいの場の確保					
(3)相談支援体制の構築					
II 経済的な自立と社会参加を促進します	1 自立と社会参加の促進	(1)雇用・就労の促進	④ 福祉施設から一般就労への移行		
		(2)情報の保障の強化			
		(3)スポーツ・文化芸術活動の振興			
III 障害児の健やかな育成のための支援を行います	1 障害児の健やかな育成のための支援	(1)地域支援体制の構築・地域社会への参加・包容の推進	⑤ 障害児の支援提供体制の整備【新規】		
		(2)特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備			
		(3)障害児相談支援体制の構築			

10 スケジュール

区分	平成29年								平成30年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討内容等	構成の検討・調整等 市町調査(サービス見込量等) 事業所調査(利用状況・見込等)	現状・課題・取組等の整理等	本文, 数値目標の整理等	素案に向けた調整等	全体構成, 予算編成の反映等				パブコメ		計画作成
議会(常任委員会)			◆ 骨子案							◆ 計画案	
施策推進協議会		● 骨子案(構成案)				● 計画素案				● 計画案	
自立支援協議会		● 骨子案(構成案)				● 計画素案				● 計画案	

第4期広島県障害福祉計画の進捗状況について（H28 見込）

1 ひろしま未来チャレンジビジョンの実現に向けた3つの具体的指標～平成29年度末時点の姿

ア 現 状

目標値達成に向けて順調に進捗している。雇用されている障害者の人数、あいサポーター数は既に目標値を上回っている。

イ 今後の取組

- ・ 就労支援については、引き続き、障害者就業・生活支援センターや関係機関との連携等による就労支援を進めていく。
- ・ 「あいサポーター」については、あいサポートリーダーを活用した市町による地域住民・関係団体への研修や活動などにより、県民オールあいサポーターの構築に向けた取組を強化していく。

◆ 障害者の自立を支援するための就労支援

指標① 雇用されている障害者の人数を平成26年より1,800人増やします。

【雇用されている障害者数（推計）】

H26. 6. 1	H28. 6. 1	増 減	進捗
12,757人	15,390人	+2,663人	達成

◆ 障害者が地域で生活するための住まいの確保

指標② グループホーム・ケアホームの利用者数を平成25年度の1.3倍に引き上げます。

H25	H28 見込	増減率	進捗
1,663人	1,940人	1.17倍	順調

◆ 障害者の地域での生活を支える社会づくりの推進

指標③ 「あいサポーター」を163,000人にします。「あいサポートリーダー」を300人養成します。

	H26年11月末	H29. 3. 31	進捗率	進捗
あいサポーター	135,383人	173,167人	106.2%	達成
あいサポートリーダー	50人	284人	94.7%	順調

2 第4期広島県障害福祉計画の実施状況

(1) 数値目標

ア 現 状

- 地域生活移行者数・施設入所者減少数ともに、進捗率が3割前後と低調である。
- 地域生活支援拠点等の整備は、全ての市町で検討段階である。
- 年間一般就労移行者数、就労移行支援事業所の利用者数は、進捗率60～70%とやや遅れている。就労移行率が3割以上の事業所数は、目標値の24.5%と低調である。

イ 今後の取組

地域移行を推進するため、障害者が地域で安心して生活できるよう、各種障害福祉サービスの質・量の確保、相談支援体制の整備に一層努める。

項 目		H28 見込※	H29 目標値	進捗率 (%)
①福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	112人	345人	32.5%
	施設入所者減少数	31人	119人	26.1%
②入院中の精神障害者の地域生活への移行	入院後3か月時点の退院率	H30. 11 公表見込	64%	—
	入院後1年時点の退院率		91%	—
	長期在院者減少数		953人	—
③地域生活支援拠点等の整備		0市町(0か所)	23市町(23か所)	0%
④福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数	313人	446人	70.2%
	就労移行支援事業所の利用者数	678人	1,089人	62.3%
	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	13事業所	53事業所	24.5%

※H29. 3開催の会議で報告したH28見込値。(H28実績は調査中)

(2) 障害福祉サービス等の提供見込量

ア 現状

- 「地域相談支援（地域移行支援）」が、H29 見込量に対する進捗率 6.8%と極めて低い状況にある。
- 「地域相談支援（地域定着支援）」が、H29 見込量に対する進捗率 47.4%と低調であり、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」及び「保育所等訪問支援」も 7割以下となっている。

イ 今後の取組

- 特にサービス量の少ない「地域相談支援（地域移行支援）」と「地域相談支援（地域定着支援）」については、課題を分析し、地域移行に向けたサービスの活用と必要量の確保に向けた方策を検討する。
- 進捗状況と課題については、市町と情報を共有し、必要な助言等を行っていく。

サービス種別		単位	H28. 11 実績	H29 年度 見込量	進捗率 (%)
①訪問系サービス		時間	152,720	182,069	83.9%
②生活介護		人日	115,369	121,232	95.2%
③自立訓練	機能訓練	人日	687	1,128	<u>60.9%</u>
	生活訓練	人日	3,640	5,645	<u>64.5%</u>
④就労移行支援		人日	10,261	17,607	<u>58.3%</u>
⑤就労継続支援	A型	人日	33,451	27,074	123.6%
	B型	人日	91,049	98,252	92.7%
⑥療養介護		人	636	682	93.3%
⑦短期入所	福祉型	人日	9,888	12,263	80.6%
	医療型	人日	811	871	93.0%
⑧共同生活援助		人	1,940	2,214	87.6%
⑨施設入所支援		人	3,035	2,943	103.1%
⑩計画相談支援		人	2,823	3,054	92.4%
⑪地域相談支援	地域移行支援	人	5	73	<u>6.8%</u>
	地域定着支援	人	36	76	<u>47.4%</u>
⑫児童発達支援		人日	19,704	23,525	83.8%
⑬放課後等デイサービス		人日	51,872	45,878	113.1%
⑭保育所等訪問支援		人日	95	186	<u>51.1%</u>
⑮医療型児童発達支援		人日	1,142	1,092	104.6%
⑯	福祉型児童入所支援	人	116	118	98.3%
	医療型児童入所支援	人	138	187	73.8%
⑰障害児相談支援		人	976	1,063	91.8%

※H29.3 開催の会議で報告した H28 見込値。(H28 実績は調査中)

※見込量は 1 か月分